

第8回広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会 会議録

1 開催概要

(1) 開催日時

平成31年3月27日（水） 13：30～15：30

(2) 開催場所

中区地域福祉センター5階 大会議室3

(3) 出席者（五十音順、敬称略）

・神野 礼斉

（広島大学大学院法務研究科 教授）

・手島 洋

（県立広島大学保健福祉学部人間福祉学科 講師）

・坂原 立朗

（広島司法書士会 理事）

・長里 早苗

（公益社団法人広島県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあひろしま運営委員会 副委員長）

・藤岡 信明

（社会福祉法人広島市社会福祉協議会 事務局長）

・松本 亮

（広島弁護士会 高齢者・障害者等の権利に関する委員会 委員長）

※ 坂原 立朗氏は懇談会委員の天田 晴美氏の代理で出席。

(4) オブザーバー

広島家庭裁判所職員

(5) 広島市関係課

広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課（事務局）

〃 障害福祉部障害自立支援課

〃 障害福祉部精神保健福祉課

2 会議録

(1) 開会

事務局から、懇談会の開催趣旨の説明。

平成31年度以降、成年後見制度の利用の促進に関する法律への対応について、本市においても本格的に検討を開始することとしたため、その内容についても説明を行い、御意見をいただきたい旨の説明を行う。

(2) 議題1 平成30年度事業実施報告について

(3) 議題2 平成31年度事業概要について

① フォローアップ研修の実施について

事務局から、平成31年度フォローアップ研修のスケジュール及びカリキュラム(案)について、別紙5及び別紙7を用いて説明。また、バンク登録者については、来年度も引き続いて「かけはし」や「こうけん」のケースに関わり、権利擁護活動を経験し、実績を蓄積してもらう予定としていることを説明する。

藤岡構成員： 今年度、フォローアップ研修の受講生の反応はどうだったか。「受講してよかった」や「おもしろくなかった」など、意見はなかったか。

事務局： 研修終了時に毎回感想レポートを提出してもらっているが、「非常に興味深い内容で勉強になる」などといった前向きな感想をいただいている。受講生から直接聞き取るわけではないが、レポートからはそのような反応が読み取れる。

② 成年後見制度の利用促進に関する法律への対応について

事務局から、参考資料1～3を用いて成年後見制度の利用促進に向けた国の動向を説明し、それを踏まえて本市も権利擁護支援の体制整備に向けて検討を開始することについて別紙8～11を用いて説明を行う。また、広島市成年後見制度利用促進計画策定については、単独で策定するのではなく、各担当課の個別計画に落とし込んでいくことで個別計画が利用促進計画も兼ねるという方法を考えている旨を説明する。

松本構成員： 別紙8のスケジュールどおりでいくと、平成31年度は先進地視察やニーズ調査等のみで終わってしまうことになるが、それでは時間がもったいないのではないか。

事務局： 確かにおっしゃるとおりであるが、あくまでざっくりとした予定であり、事業を進めながらスケジュールを詰めていくイメージでいる。先ほども説明したとおり、スピード感をもって取り組んでいきたい。

長里構成員： 少し話がずれるかもしれないが、本年度をもって、権利擁護センターばあとなあひろしま運営委員会副委員長の役を交代する予定である。今後、この懇談会が解消され、別の懇談会として成立した場合であっても、現在の成年後見制度利用促進に対する国や市の動きについて本会に説明をし、人選してもらうよう話はしておく。できる限りの協力はさせていただくつもりである。

事務局： 承知した。プロジェクトチームの委員が決定次第、改めてこちらから各団体に推薦依

頼を送付するので、御検討いただければと思う。

手島構成員：（別紙 9 について）広島市地域共生社会実現計画をみると、非常に書き込み内容が薄い。これでは十分な計画とはいえないだろう。各部門計画に落とし込む際には、もっと具体的に書き込む必要がある。

事務局： そもそも改訂前の広島市地域福祉計画には、権利擁護に関する書き込みがほとんどなかった。この度の利用促進の動きを受けて、成年後見制度の関係各課で足並みをそろえてこのように書き込むことを決めた。今後、高齢・障害各分野の個別計画に落とし込んでいく際には、それぞれの実情に合わせてさらに具体的に示していく予定である。

藤岡構成員：（別紙 8 について）平成 33 年度の中核機関設置に向けたスケジュールになっているが、今は市民後見人養成事業のために一人人員を配置し、（市社協の）成年後見事業は柴井主事がメインになってやってくれている。これだけの人員では、とてもじゃないが、社協が中核機関を受託するのは不可能である。前向きに検討するのであれば、平成 32 年度には増員要求をしてほしい。

事務局： どういった体制で運営するかについてはまだ何も決まっていないが、平成 33 年度設置を予定する以上、32 年度中に人員要求等を行いたい。

松本構成員：（別紙 11 について）ここに記載のプロジェクトチームの構成員は、どのような理由で選んだのか。（専門職団体について）後見人等の受任が余りない団体について、構成員候補に挙げる必要があるのか。

事務局： これは、構成員の案というよりは、過去の市長申立案件で後見人に選任された職種を全て挙げたものである。事前にこちらで絞って提案させていただくよりも、候補者全てを挙げさせていただき、御意見をいただいた上で選出した方がよいと考えたためである。構成員案として適当でないのであれば、御意見の一つとして持ち帰らせていただくと、そのような御意見を我々も期待していた。

手島構成員： 私も松本構成員の意見に強く賛成する。また、金融機関が候補に挙げられているが、今後、継続的な議論を行う体制には、必要ないのではないか。必要に応じてヒアリングを行うことで十分ではないか。また、障害者関係の声をもう少し反映させた方がよい。認知症家族の会など、なぜ候補にないのか。

事務局： 体制整備を進める上で長期的な議論に加わっていただくべきなのか、あるいはニーズ調査先の候補で十分なのかといった観点からも御意見をいただきたいと思っていたので参考にさせていただく。認知症家族の会については、それは単なる見落としである。候補に加えていただく。

その他、加えるべき団体はあるか。例えば、ケアマネジャーを統括する介護支援専門員協会など、成年後見に関わる全般的な相談を受ける組織としてどうか。

手島構成員： 地域包括支援センターは、全般的な権利擁護についての知識を持っているため、構成員候補者になり得ると思うが、ケアマネジャーや医療ソーシャルワーカーは、一人一人の知識もそれほど深くなく、プロジェクトチームの構成員は荷が重いと思う。それよりも精神保健福祉士の方が適当に思う。

事務局： そもそも精神保健福祉士がどのような資格なのかが分かっていない部分があった。精

神保健福祉士の選任は前向きに検討させていただく。

神野構成員： それと、医療関係者が少ないように思う。包括的ケアシステムの実現には医療や介護の連携は必須であるように医師などの医療関係者は検討してみた方がよいのではないかな。

事務局： そちらも併せて検討する。

松本構成員： 話は戻るが、市民後見人に活動してもらえるのはいつ頃になりそうか。

家庭裁判所： こちらとしても早く1号を出したいと思っている。こちらの考えとしては、市長申立てのケースで、後見人候補者を出していただき、市民後見人でも受任可能な案件かを判断したい。（市から推薦があるのを待っているイメージ。）

事務局： こちらもできれば今年度はこの思いでいるが、やはり家裁とのすり合わせがまだ必要かと思う。家裁は市長申立ての案件でと考えているが、本市は市長申立ての際は、後見人候補者を空欄にして申し立てている。すぐすぐ市長申立案件でというよりも、「かけはし」や「こうけん」で経験済みのケースからの受任を考えている部分があるので、まずはその辺りの考え方をもう少し詰めていかなければならない。

(4) その他

事務局から、最後に全体を通して何か意見があれば依頼する。平成25年の第1回目の開催から検討いただいた市民後見人の養成に一定の成果を出すことができたことを報告するとともに、改めて来年度から検討を開始する権利擁護支援の体制整備に向けて、引き続き協力いただくようお願いをする。

藤岡構成員： 今日は、障害自立支援課と精神保健福祉課にも出席していただいている。これまでこのような場に高齢と障害関係課が集まることはなかったように思う。成年後見が必要なのは高齢者に限ったことではなく、今後も高齢と障害の密な連携が必要になる。その辺りについて、障害関係課から一言お願いしたい。

精神保健福祉課・障害自立支援課：

精神保健福祉課では、今年度、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて新たにプロジェクトチームを結成し、取組を開始した。地域包括ケアシステムの構築には、権利擁護支援の仕組みは欠かせない。今後も高齢と協力して取り組んでいく。

障害自立支援課では、障害のある人が安心して暮らせる地域づくりを目指す知的障害児・者の親の会である広島市手をつなぐ育成会と関係がある。そういったところから、現場の声を聞くなどして御意見をいただき、今後の取組に反映できるよう、関係各課で協力して取り組んでいく。